



お知らせ

青梅市防犯機器等購入費補助金を活用して 防犯カメラを購入・設置する際の注意事項

**本補助事業は、
住宅への侵入盗被害（強盗や空き巣）の未然防止を目的としています**

【要件】

- ・防犯カメラは、継続的に撮影している録画機能のついたカメラであること
（人感センサーなどにより、人が通った時などに録画が行われるものでも可。
LIVE映像を確認するだけのカメラや、子どもやペットの見守りカメラは対象外です）
- ・設置工事の費用も補助対象です。

【設置場所・撮影範囲】

- ・防犯カメラの設置場所および撮影範囲は、自宅敷地内のみです。
やむを得ず撮影の範囲に敷地外が入る場合は、トラブルの未然防止のため撮影範囲内の近隣住民（隣人の方）等に必ず設置をすることを伝えて許可を得て、近隣のプライバシーに十分配慮して設置してください。
- ・犯行を行おうとする者が、容易に気付く箇所に設置してください。
- ・住宅への侵入者を撮影する目的で設置してください。
- ・路上の不審者やゴミ捨て場の監視を目的とした設置は補助対象外です。
- ・店舗・事務所・倉庫・駐車場等の防犯対策を目的とした設置は、補助対象外です。
- ・住宅等に設置する防犯カメラが補助対象です。携帯できるものや、住宅に固定せずパソコンなどの機器に接続して使用するカメラは、補助対象外です。

【共同住宅の所有者または賃貸住宅にお住まいの方の場合】

- ・設置できるのは、専用部分（専用使用権のついた共用部分を含む。）のみです。
共用部分へ設置することはできませんのでご注意ください。
- ・事前に住宅の所有者または管理者等に相談し、同意を得て、同意書に署名をもらってください。



・ **関連して補助対象になるもの**

◎専門業者が設置した際の、延長コードや防水ボックスなど

◎防犯カメラが撮影する映像の記録・通信のために必要な最低限の関連機器（SDカード・専用モニター・乾電池等、映像の記録・通信において必要不可欠なもの）

※「必要最低限の関連機器」とは、その関連機器がないと、映像の記録・通信が出来ない等が判断基準となります。本来、防犯カメラとしての機能を有しない機器を、防犯カメラとして転用する目的で設置する周辺機器や、単に機能性の拡張や効率性の向上を目的とした周辺機器については対象外です。

疑義が生じた場合は、必ず購入前にお問い合わせください。

・ **関連するが補助対象にならないもの**

◎映像閲覧のために使用するパソコン・タブレット・スマートフォン・スマートスピーカー等、録画映像保存用の大容量HDDなど

◎月額レンタルやホームセキュリティ費用、電気使用料、通信費など

◎個人で取り付けた際の延長コードや防水ボックス、工具や脚立など

本補助事業全般に関しては
市HPをご覧ください。

